

平成29年度補正

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」

よくある質問

<IT 導入支援事業者登録について>

質問 1：これから IT 導入支援事業者の登録をしたい。何から始めればいいですか。

質問 2：個人事業主でも IT 導入支援事業者になることはできますか。

質問 3：平成 28 年度補正 IT 導入補助金において IT 導入支援事業者として採択されていた場合、改めて支援事業者登録を行う必要はありますか

質問 4：履歴事項全部証明書の提出は必須ですか。

質問 5：履歴事項全部証明書や開業届の記載住所が現住所と異なっても提出は可能ですか。

質問 6：IT 導入支援事業者の登録申請期間はいつまでですか。

質問 7：IT 導入支援事業者に登録申請した場合、採択までどのくらいの期間がかかりますか。

質問 8：審査はどのようにして行っているのですか。

質問 9：「IT 導入支援事業者」の採択・不採択はどのように通知されますか。

質問 10：既に法人として IT 導入支援事業者として登録済みだが、コンソーシアムの幹事社または構成員としての重複登録も可能ですか。

質問 11：コンソーシアムの構成員を追加することは可能ですか。

質問 12：コンソーシアム構成員の登録は誰が行えばいいですか。

質問 13：IT 導入支援事業者の登録情報を変更したいが、どうすればいいですか。

質問 14：支援事業者登録を取り下げたい。

(※誤って補助事業者が支援事業者登録をしてしまった場合等)

質問 15：どのような経費が補助対象となりますか。

質問 1 : これから IT 導入支援事業者の登録をしたい。何から始めればいいのか。

回答 1 : HP より IT 事業者ポータルアカウントを発行し、IT 導入支援事業者の登録申請をおこなってください。

質問 2 : 個人事業主でも IT 導入支援事業者になることはできますか。

回答 2 : 日本国内において登録された「法人」であることが IT 支援事業者の対象要件となるため、個人事業主は単独で IT 支援事業者に登録できません。
ただし、個人事業主はコンソーシアムの構成員として登録可能です。

質問 3 : 平成 28 年度補正 IT 導入補助金において IT 導入支援事業者として採択されていた場合、改めて支援事業者登録を行う必要はありますか

回答 3 : 本事業においても IT 導入支援事業者に応募する場合は、申請手続きを簡素化することができます。
ただし、添付書類及び審査は一般申請と同様の基準となります。

質問 4 : 履歴事項全部証明書の提出は必須ですか。

回答 4 : 法人の場合、履歴事項全部証明書の提出は必須となります。

質問 5 : 履歴事項全部証明書や開業届の記載住所が現住所と異なっても提出可能ですか。

回答 5 : 履歴事項全部証明書や開業届の記載住所と現住所が異なる場合は不備となります。履歴事項全部証明書の場合は現住所が記載された履歴事項全部証明書を取得しご提出ください。開業届の場合は、身分証明書もご提出いただきますので、いずれかが一致していれば問題ありません。

質問 6 : IT 導入支援事業者の登録申請期間はいつまでですか。

回答 6 : 2018 年 3 月 28 日(水)から登録を開始しています。終了時期は事務局ホームページにて公開予定です。

※平成 28 年度補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業において
IT 導入支援事業者として採択されていた事業者による申請は、
2018 年 3 月 28 日(水) ~ 2018 年 5 月 11 日(金)までとなります。

質問 7 : IT 導入支援事業者に登録申請した場合、採択までどのくらいの期間がかかりますか。

回答 7 : 毎週水曜日までに登録申請されたものを、翌々日の金曜日に採択発表いたします。ただし、申請内容に不備や疑義が生じる場合は、その限りではありません。

※採択情報は、HP において適時公開いたします。

質問 8 : 審査はどのようにして行っているのですか。

回答 8 : 審査は本事業の実施に関して知見を有する各分野の専門家で構成された外部審査委員会が行っています。

質問 9 : 「IT 導入支援事業者」の採択・不採択はどのように通知されますか。

回答 9 : IT 導入支援事業者登録の採択結果については、採択情報は HP にて公開します。またメールにて IT 導入支援事業者担当者宛に連絡するとともに、IT 事業者ポータルより採択通知・不採択通知をダウンロード できるようにいたします。

質問 10 : 既に法人として IT 導入支援事業者として登録済みだが、コンソーシアムの幹事社または構成員としての重複登録も可能ですか。

回答 10 : ご登録いただけます。

質問 11 : コンソーシアムの構成員を追加することは可能ですか。

回答 11 : 構成員を追加いただくことは可能です。
IT 事業者ポータルより申請ください。

質問 12 : コンソーシアム構成員の登録は誰が行えばいいですか。

回答 12 : コンソーシアム構成員の登録は、アカウントを付与された幹事社の担当者
ご登録ください。

※6月頃よりコンソーシアム構成員にて必要情報の入力等を行っていただき、
幹事社より申請いただく予定です。詳細は後日 HP に掲載いたします。

質問 13 : IT 導入支援事業者の登録情報を変更したいが、どうすればいいですか。

回答 13 : IT 事業者ポータルより変更を行ってください。変更には「常時編集可能な項目」と「事務局の承認が必要な項目」の2種類があり、「常時編集可能な項目」は編集後すぐに反映されます。「事務局の承認が必要な項目」は IT 事業者ポータルより変更申請を行っていただき、その後事務局の承認を経て、変更が反映されます。

質問 14 : IT 導入支援事業者登録を取り下げたい。(※誤って補助事業者が支援事業者登録をしてしまった場合等)

回答 14 : IT 事業者ポータルの「取り下げ」より取り下げ手続きを行ってください。

質問 15 : どのような経費が補助対象となりますか。

回答 15 : サービス、ソフトウェア導入費については、以下の内容が含まれることを想定

しています。

①ソフトウェア製品／クラウドサービス

オンプレミス製品、クラウドサービスの他、ホームページ制作費用（社外・社内向け）が含まれます。

- ・既存ホームページの一部更新や改修費用は補助対象外です。
- ・クラウドサービスの利用料は納品日から1年分が補助対象となります。

②オプション

ソフトウェア製品／クラウドサービスの導入に伴い必要となるオプション製品が、補助対象となります。

- ・機能拡張製品
- ・データ連携ソフト
- ・ホームページ利用料（納品日から1年分までのレンタルサーバー費用等）
- ・アカウントID追加
- ・クラウド年間利用料追加

③役務

ソフトウェア製品／クラウドサービスの導入に伴い必要となる役務が、補助対象となります。

- ・保守・サポート費（納品日から1年分までの保守や問い合わせ、サポートの費用）
- ・導入設定
- ・業務コンサルティング（関連会社、取引会社への説明会等費用は対象外）
- ・マニュアル作成
- ・導入研修
- ・セキュリティ対策